

## 高山市企業DX伴走支援事業委託仕様書

### 1. 業務名

高山市企業DX伴走支援事業委託

### 2. 業務の目的

市では、生産年齢人口の減少などにより労働力不足が顕在化しており、労働力不足に対応するためには、さまざまな視点により多面的に取り組みをすすめていく必要がある。とりわけ、人口減少社会においては、生産性の向上や新たな価値の創造を目的とした企業DX（デジタルトランスフォーメーション）の促進が重要になっている。

令和6年度より市内企業の経営者及びデジタル部門担当者を対象にITリスクリングセミナーを開催し、市内企業のデジタル化やDXによる経営革新を進めてきたが、DXをさらに力強く後押しするためには、個別・具体的な課題に対する伴走支援が必要である。

「DXに取り組みたいが何から始めたらよいかわからない」、「取り組みのリソースがない」といったDX初期段階にある市内企業に対して、デジタル技術等の導入に関するDX伴走支援（以下、伴走支援という。）を実施する。

また、DXによる業務効率化の成功事例の横展開により、デジタル活用に対する市内の前向きな気風を醸成し、市内企業の生産性の向上を促進するとともに、市内産業の発展を図ることを目的とする。

### 3. 業務履行期間

契約を締結した日から令和9年3月19日までとする。

### 4. 業務履行場所

高山市内ほか

### 5. 業務内容

受託者は、市内産業のDXに向け、次の事項を含む伴走支援を企画・実施することとする。

#### (1) 伴走支援の概要

DXに取り組みたい、またはDX初期段階にある市内企業を対象に、6ヶ月間で、対面またはオンラインにより、「(2) 実施内容(エ)」に記載の支援を月2回程度（うち対面による支援は月1回以上）実施する他、受託者が準備するチャットツール（Slack等）による個別の支援を随時実施すること。ただし、初回は現地ヒアリングとし、市が同席のうえ実施すること。

#### (2) 実施内容

支援の実施について、支援企業の募集をはじめフォローアップ等、支援に係る一連の業務を行うこととする。なお、実施にあたっては下記の(ア)～(カ)に基づき実施すること。

(ア) 事業の周知・支援企業の募集

市内企業に対し、DX推進の必要性と、伴走支援の概要を周知するため、事前セミナー及びオリエンテーションを1回実施し、10社以上参加させること。ただし、10社を満たさない場合は、市と協議すること。なお、実施に当たっては、次の点に留意すること。

- イ 次年度以降も継続してDXを推進する意思のある事業者や、業界全体への波及効果が高い企業を中心に参加を促すこと。
- ロ 企業のDXには、各企業がDXを推進する上で重要な経営判断に関する権限を有する者（経営層）、デジタル技術を導入する現場を統括する者（デジタル部門担当者）の理解が必要であるため、経営層及びデジタル部門担当者がセミナーに参加するように促すこと。
- ハ 支援企業の募集要件、応募様式、選定方法や選定基準等は市へ提案し、協議の上決定すること。
- ニ 伴走支援の実施期間を十分に確保するために、短期間かつ効果的な周知及び募集を提案・実施すること。
- ホ 伴走支援に必要なパソコン（インターネット接続環境含む。）及びソフトウェアは、原則として支援企業が各自で用意するものとする。

#### (イ) 支援企業の選定

支援企業を5社以上募集し、選定が必要な場合は8月末までに支援企業を市と協議のうえ決定・通知すること。

#### (ウ) 支援企業の課題整理

受託者は、支援企業の面談等を通して各社の課題整理すること。なお、実施に当たっては、次の点に留意すること。

- イ 支援企業に対しヒアリングを実施しスケジュール確保を行うこと。ただし、スケジュール確保が難しい場合については市と協議の上、支援企業と調整を行う。
- ロ 支援企業の課題を明確化すること。
- ハ 各部門内及び部門を跨いだ課題の整理を行うこと。

#### (エ) 伴走支援の実施

- イ 支援企業への現地ヒアリングによる現状把握と課題整理
- ロ 課題解決に向けたDX導入計画書の作成と目標の設定
- ハ デジタルツールの導入支援や制度活用へのアドバイス  
(ツール導入等に関する費用は支援企業が負担)
- ニ 次年度以降のDX推進に関する計画策定支援

#### (オ) 支援企業の成果報告会実施及び講評

受託者は、支援企業各社の課題や成果等について市内企業や商工団体等に向けて発表する場を設け、有識者による講評を行うこと。発表者は現地での発表を基本とし、今後DXに取り組みたい市内企業に対して参加募集をすること。

#### (カ) 事例集の作成

支援の概要や効果、残された課題等を踏まえ、市内企業のDX推進の参考となる事例集として取りまとめること。事例集は市のホームページ等で公開することを前提とし、支援企業に了承を得ること。

### (3) 効果測定

支援企業に対して支援前の状況と支援後の効果について診断等を実施し、効果測定の結果や支援企業のDX推進に係る課題とその解決策等を取りまとめること。

(4) 実施体制

契約締結後、速やかに委託業務の実施責任者を選任し、業務担当者及び作業員とともに書面で報告すること。業務の実施にあたっては、市との打ち合わせや調整を必要に応じて十分に行い、議事録を作成し提出すること。

(5) 実施計画書の提出

本業務の履行にあたって、実施体制、スケジュール等を記載した実施計画書を契約締結後14日以内に提出し、市の承諾を得たうえで、実施計画書に基づき、スケジュール管理を行うこと。

6. 契約限度額

契約限度額は8,700千円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

7. 実施状況の報告

(1) 業務実施報告（月報）

受託者は、以下の(ア)～(オ)までの事項について、毎月の実績を実施報告書（データによる。様式任意）にまとめ、翌月の7営業日以内に市へ報告することとするが、類するものがあれば実施報告書に替えることができるものとする。ただし、9月および3月は必ず実施報告書を提出することとし、3月は令和9年3月19日までに提出すること。なお、実施報告書とは別に、市から業務の実施状況に関する報告を求められた場合は、その都度対応すること。

(ア) 支援企業の選考状況

(イ) 支援企業の現状および課題

(ウ) 伴走支援の進捗・実施状況

(エ) 支援企業からの意見・要望等

(オ) 成果報告会・事例集の進捗、実施状況

(2) 事故報告

業務の実施にあたり事故等が発生した場合は、市へ直ちに連絡し、市の指示に従うこと。

8. 納品物件

以下の成果物を令和9年3月19日までに電子データ1部、印刷物1部を提出すること。

(1) 実施報告書（実施記録、効果測定結果、事例集等を含む。）

(2) その他、委託業務で作成した資料

9. 業務完了時等の提出書類

受託者は、令和9年3月19日又は業務完了後10日以内のいずれか早い日までに、次の(1)～(3)の書類を提出すること。

(1) 実績報告書

- (2) 委託業務完了届
- (3) その他、市長が必要と認める書類

#### 10. 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 本委託業務の履行にあたっては、特定の企業や団体のみの利益追従とならないよう配慮するものとする。また、受託者は支援企業等から一切の費用を受領することはできない。
- (2) 本委託業務の履行にあたって、取り上げる製品やサービスは特定の一社に偏ることがないように配慮するものとし、履行期間中に製品の宣伝、販売など、一切の営業行為を行ってはならない。
- (3) 本委託業務の実施内容は、仕様及び提案内容を踏まえ、最終的に市と協議のうえ決定するものとする。また、本委託業務の履行上当然必要な事項で仕様書等に定めのないものについては、市と協議のうえで実施すること。
- (4) 再委託の禁止
  - (ア) 受託者は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
  - (イ) (ア)の「主たる部分」とは、当該業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理に係る業務とする。
  - (ウ) 受託者は、(ア)及び(イ)の規定に該当しない業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、市の承諾を得なければならない。
- (5) 支援企業の費用負担  
原則として費用負担は求めないこととする。
- (6) 守秘義務
  - (ア) 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。
  - (イ) 成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、市の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (7) 著作権の取り扱い
  - (ア) 本業務に係る著作権等の取り扱いについては次のとおりとする。
    - イ 受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとする。
    - ロ 権利留保物を活用した本業務における成果品については、原則として受託者に留保するものとする。ただし、受託者が権利留保物を活用した成果品を使用する場合は事前に市に報告を行うものとする。
    - ハ 権利留保物を活用しない本業務における成果品については、市に帰属するものとする。
  - (イ) ロの成果品について、市は受託者と事前に協議を行ったうえで加工及び二次利用できるものとする。
  - (ウ) 受託者は、本業務の成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、当該著作物等の使用に必要な経費の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを

行わなければならない。

(8) 肖像権に関する事項

受託者は、本業務の実施に当たって使用する写真の被写体が人物の場合は、肖像権の侵害が生じないように留意しなければならない。

(9) 個人情報の保護

受託者は、本業務の実施に当たって得た個人情報については、高山市個人情報保護法施行条例の規定に基づき、情報の漏えい、滅失、損傷の防止その他の情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。